

歐陽脩の書簡九十六篇の発見について

東, 英壽
九州大学

<https://hdl.handle.net/2324/1546533>

出版情報 : 日本中國學會報. 64, pp.113-127, 2012-10-08. 日本中國學會
バージョン :
権利関係 :

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

東 英 壽

一、はじめに

今日に傳わる歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）の作品は、『詩本義』、『五代史記』（新五代史）、『太常因革禮』、『新唐書』等があり、これ以外の彼の詩文は全集『歐陽文忠公集』百五十三卷に収録されている。清代の歐陽衡が嘉慶二十四年（一八一九）に刊行した『歐陽文忠公全集』では、それまでの全集に含まれていなかった歐陽脩の散文七篇（本末論、時世論、「鬮問」、「魯問」、「序問」、「與黃謂」、「與李吉州」）を見つけ出し、あわせて収録した。歐陽衡が歐陽脩の作品としてこれら七篇を新たに全集に付け加えたことについて、李逸安氏は『歐陽修全集』の前言で「這些都是別本所無的」として注目している。

南宋時代に歐陽脩の全集『歐陽文忠公集』百五十三卷が編纂されて、明・清以降現代に至るまで全集は幾度も刊行されたが、清代に歐陽衡が新たに七篇の作品を見つけたことを除けば、全集に収録されている詩文數に大きな變化はなかった。歐陽脩は千年以上前に生まれた人物であり、もはや一般には知られていない新たな作品が出てくる餘地は全くないと思われていた。

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

ところが、筆者は今日の歐陽脩の全集には全く収録されていない歐陽脩の書簡九十六篇を新たに見つけ出すことができた。この九十六篇の發見には、南宋時代における『歐陽文忠公集』の編纂とその後の流傳が大きく関わっている。

そこで本稿では、南宋における『歐陽文忠公集』の編纂の経緯とその流傳状況を考察し、どのようにして九十六篇が今日に知られないままに傳わってきたのかということ明らかにした上で、これまで全く知られていなかった歐陽脩の書簡九十六篇を紹介したい。

二、『歐陽文忠公集』百五十三卷の成立

南宋の周必大（一一二六—一二〇四）は、孫謙益、丁朝佐、曾三異、胡柯らの協力を仰いで、紹熙二年（一一九二）から慶元二年（一一九六）までの六年の歲月をかけて『歐陽文忠公集』百五十三卷を刊行した。その構成は次の通りである。

『居士集』五十卷、『居士外集』二十五卷、『易童子問』三卷、『外制集』三卷、『内制集』八卷、『表奏書啓四六集』七卷、『奏議集』

十八卷、*『雜著述』十九卷、『集古錄跋尾』十卷、『書簡』十卷。

(*『雜著述』十九卷の内譯は、『河東奉使奏草』二卷、『河北奉使奏草』二卷、『奏事錄』一卷、『漢議』四卷、『崇文總目敘釋』一卷、『于役志』一卷、『歸田錄』二卷、『詩話』一卷、『筆說』一卷、『試筆』一卷、『近體樂府』三卷)。

これを、歐陽脩の死の翌年、熙寧六年(一〇七三)に吳充によって作成された「行狀」の次の記述と比較したい。

嘗著易童子問三卷、詩本義十四卷、居士集五十卷、歸榮集一卷、外制集三卷、内制集八卷、奏議集十八卷、四六集七卷、集古錄跋尾十卷、雜著述十九卷。諸子集以爲家書總目八卷。其遺逸不錄者、尙數百篇、別爲編集而未及成。

嘗て易童子問三卷、詩本義十四卷、居士集五十卷、歸榮集一卷、外制集三卷、内制集八卷、奏議集十八卷、四六集七卷、集古錄跋尾十卷、雜著述十九卷を著はず。諸子集めて以て家書總目八卷を爲る。其の遺逸して錄せざる者、尙ほ數百篇は、別に編集を爲さんとして未だ成るに及ばず。

『詩本義』は全集と別に刊行されるのでそれを除けば、周必大編纂の『歐陽文忠公集』百五十三卷の構成に照らし合わせると、全集の編纂に当たって、周必大は「行狀」に見られた『易童子問』や『居士集』などのまとまりを變更することなく、その中に取り込んでいたことがわかる。ただし、「行狀」では周必大らが編纂した全集に見られる『居士外集』二十五卷、『書簡』十卷がまだ存在していなかったというこ

とも明らかとなる。

歐陽脩が没して三十四年後の崇寧五年(一一〇六)に作成された蘇轍の「歐陽文忠公神道碑」においては、歐陽脩の作品について「凡爲易童子問三卷、詩本義十四卷、唐本紀表志七十五卷、五代史七十四卷、居士集五十卷、外集若干卷、歸榮集一卷、外制集三卷、内制集八卷、奏議集十八卷、四六集七卷、集古錄跋尾十卷、雜著述十九卷」と記述し、死の翌年の「行狀」には無かった『外集』が若干卷存在しているのがわかる。

この『外集』に關連して、李之儀が「歐陽文忠公別集後序」において、「汝陰王樂道與其子性之……得公家集所不載者、集爲二十卷。余幸得而觀之。……政和四年三月十三日、趙郡李之儀書」と記述するのは注目される。この「歐陽文忠公別集後序」における歐陽文忠公(歐陽脩)の別集とは『外集』のこと⁴⁾で、ここでは『外集』(別集)が二十卷としてまとめられていたと述べており、この文末に年月日が記されていることから、それは政和四年(一一一四)のことであった。吳充の「行狀」が作成された熙寧六年當時は「其遺逸不錄者、尙數百篇」の作品が「別爲編集而未及成」という状態であったが、その約四十年後の政和四年頃にはそれらの作品が集められてすでに二十卷に編集されていたのであった。

このように見てくると、歐陽脩の死の翌年の「行狀」には存在していなかった『居士外集』二十五卷、『書簡』十卷のうち、『居士外集』は周必大らの全集編纂以前に二十卷としてすでに編纂されており、周必大らはそれを取り込んで全集を編纂していたことがわかる。一方、『書簡』十卷部分は、歐陽脩が没した翌年の吳充の「行狀」や、その三十四年後の蘇轍「歐陽文忠公神道碑」、更には淳熙十一年(一一八四)

頃には刊行されていた晁公武『郡齋讀書志』や南宋中後期の陳振孫『直齋書錄解題』等の目録、『宋史』藝文志等においても、全くその存在を確認できないのである。つまり、周必大の『歐陽文忠公集』百五十三卷に含まれる『書簡』十卷部分は、周必大らが全集の作成に当たって、歐陽脩の書簡を整理した上で編纂したものではないかと考えられる。これに關連して『書簡』卷十の最後にある周必大らの次の校勘に注目したい。

雖竝注歲月、而先後間有差互。既已誤刊、重於改易、姑附注其下。又不可知則闕之。

竝びに歲月を注すと雖も、先後に間^ま差互有り。既^{すで}已に誤まりて刊し、改易を重^{はげ}かり、姑^は其の下に附注す。又た知るべからざるは則ち之れを闕す。

これは『書簡』十卷部分の編纂を振り返って記述されたものであり、ここから『書簡』部分において歲月を附したが誤まりが出てきたため、とりあえずその部分に注をつけたことや、わからない所は空欄にしていたことが窺える。こうした記述は、『書簡』十卷部分について、周必大らの編纂もまだ不十分な段階にあつたことを端的に物語っているのではないだろうか。

『歐陽文忠公集』百五十三卷のうち、『書簡』十卷を除く残りの部分は、周必大らが歐陽脩の全集編纂を開始する前にすでに何らかの形で存在しており、それらを基に周必大らは全集を編纂したことになり、従つてこれらの部分には詳細な校勘を施す餘裕が十分にあつたと言え

る。一方、『書簡』十卷部分については、周必大らが整理して初めて十卷の形にしたと考えられる。よつて、『書簡』部分はまだ不十分な段階であり、それ故、収録漏れした作品も多々存在していた可能性があつたのである。

三、周必大原刻本『歐陽文忠公集』と『書簡』収録作品數

周必大らが編纂した原刻の『歐陽文忠公集』は、その後南宋時代にどのように刊行されたのかということについて確認しておきたい。現在、周必大原刻の『歐陽文忠公集』として、目録や圖録等に記述されているものとしては、中國の國家圖書館所藏本（以下、國圖本と稱す）、宮内廳書陵部所藏本（以下、宮内廳本と稱す）と天理大學附屬天理圖書館所藏本（以下、天理本と稱す）がある。中國の國家圖書館所藏本について、『北京圖書館古籍善本書目』によると、周必大原刻本としては次の3本が掲載されている（便宜上、①～③まで番號を附した）。

- ① 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 附錄五卷 宋慶元二年周必大刻本（卷三至六、三十八至四十四、六十一至六十三、九十五、一百三十四至一百四十三配明抄本） 四十六冊
- ② 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻本（卷六十二至六十五配抄本） 十六冊 存四十卷 四至七 五十五至六十七 七十二至七十三 八十七至八十九 一百十二至一百十七 一百二十至一百二十四 一百四十六 一百四十八 一百四十九至一百五十三
- ③ 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻

本 三册 存五卷 五十二至五十四 九十六 一百十九

これらの三本はいずれも同一の版本で、②が四十卷、③は五巻しか存在していないのに對して、①は百五十三卷のうち二十五卷部分が缺卷であるが、残りはほぼ完全な形なので、今日、國家圖書館を代表する善本とされている（以下、本稿ではこの本を直接の考察對象とする）。

宮内廳本は、現存しているのが卷二十四く卷二十九、卷三十五く卷四十五、卷七十六く卷八十九、卷九十三く卷百十、卷百十六く卷百二十五、卷百三十二く卷百三十三、卷百四十七、卷百四十九く卷百五十三の合計六十七卷であり、『圖書寮典籍解題 漢籍篇』の中で、

陳振孫の書錄解題に、六一居士集一百五十二卷を著録し、周益公解相印歸、用諸本編校、定爲此本、且爲之年譜。自居士集、外集而下、至於書簡集、凡十、各刊之家塾。と記すものは、即ち本書である。

と記載され、宮内廳本は周必大が官職を辭した後に編纂したもの、つまり周必大原刻本であると見なされている。

天理本は、『歐陽文忠公集』百五十三卷のうち、卷三十五く卷四十一第一葉、卷七十三第十八葉く卷八十五、卷九十三第一葉く第五葉、卷九十四第二十六葉く第二十九葉、卷百四十第一葉く第十六葉が缺本で、これらの部分は後人により補われている。百五十三卷のうち、後人の補寫は僅か二十二卷部分に過ぎないので、南宋刊本がほぼ原形を留めていると言つてよく、一九五二年に國寶に指定されている。もとは金

澤文庫の所藏で、その後京都堀川の伊藤家を經て、天理圖書館に所藏された。この天理本について、文化廳監修『國寶』の中では、慶元二年刊行の周必大原刻本として次のように記述する。

本書はその宋刊本で、本文百五十三卷、付録五卷を三十九册に收めるが、……その版刻は慶元二年で、本書もおそらく當時の印行として認められる。

これら三本の刻工を調査すると、たとえば三本とも現存している箇所である『歐陽文忠公集』卷八十八（『内制集』卷七）は表1のようになる。

(表1)

(葉)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
國圖本	懋	懋	銃	銃	武	武	臻	臻	通	通	俊	俊	文	文	吳仲	吳
宮内廳本	懋	懋	銃	銃	武	武	臻	臻	通	通	俊	俊	文	文	吳仲	吳
天理本	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元	全元

國圖本と宮内廳本は刻工が全く同一であるのに對して、國圖本・宮内廳本と天理本とは全く違うことが明らかとなる。つまり、國圖本と宮内廳本は同一の版本であるが、國圖本・宮内廳本と天理本は刻工が違うので異なる版本だと言える。前掲の目録等によると、これらはいずれも周必大原刻の『歐陽文忠公集』と見なされているが、國圖本・宮内廳本と天理本は刻工が違うので、これらは別の時期に刊行されたことが明らかであり、少なくとも國圖本・宮内廳本と天理本のどちらかが周必大の原刻本ではないか、あるいは原刻本は別にあつて三

本とも原刻本ではない可能性もある。このことについては既に拙稿において、周必大原刻本は中國の國家圖書館に所藏されている鄧邦述跋本であり、國圖本・宮内廳本と天理本は實は原刻本ではなく、原刻本に基づいて、後に編纂された南宋本であることを明らかにした。¹⁰鄧邦述跋本が周必大の原刻本であるということについては、『居士集』卷二十（『歐陽文忠公集』卷二十）に着目すると明らかにする。卷二十に収録されている最後の作品は「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」であり、その作品の後に一行空けて次のような記載がある。

居士集卷第二十

熙寧五年秋七月男發等編定

紹熙二年三月郡人孫謙益校正

「熙寧五年秋七月男發等編定」とは、歐陽脩が熙寧五年（一〇七二）閏七月に亡くなる直前に息子の發らが『居士集』五十卷を編定したことで、この記述は『居士集』五十卷の各卷末に存在する。その次にある「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」とは、周必大らが『歐陽文忠公集』を編纂した際の紹熙二年（一一九一）に、編定校正者の一人である孫謙益が『居士集』卷二十を校正したことを指す。この記述も『居士集』各卷末にある。つまり『居士集』五十卷部分は、周必大が『歐陽文忠公集』の編纂をした際に、編定校正者の一人である孫謙益が校正を擔當したことがわかるのである。鄧邦述跋本は、これらの記載の後は何も記述が無く空欄である。これに對して、國圖本、天理本では「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」の次の行から以下の記述が始まることに注意したい。

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

范文正公神道碑、自公坐呂公貶、羣士大夫各持二公曲直。呂公患之、凡直公者、皆指爲黨、或坐竄逐。及呂公復相、公亦再起被用。於是二公雖然相約、戮力平賊。天下之士皆以此多二公。然朋黨之論遂起、而不能止。

范文正公神道碑に、公の呂公に坐して貶せられしより、羣士大夫は各々二公の曲直を持す。呂公之れを患へ、凡そ公を直とする者、皆指して黨と爲し、或ひは坐して竄逐せらる。呂公相に復するに及びて、公も亦た再び起ちて用ひらる。是に於て二公雖然として相約し、力を戮せて賊を平らぐ。天下の士は皆此を以て二公を多とす。然れども朋黨の論遂に起りて、止むること能はずと。

「范文正公神道碑」という記述から始まることで明らかのように「自公坐呂公貶く而不能止」は、「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」の本文の記述である。この後に續けて「按司馬文正公記聞、景祐中、呂許公執政。范文正公知開封、屢攻呂短、坐落職知饒州。……又蘇文定公龍川志、范文正自饒州還朝……又邵氏聞見錄、當時、文正子堯夫不以爲然……陳無己談叢敘二公曲折、未必盡然……無己謂歸重而自訟、過矣」という記述がある。ここは歐陽脩の作成した「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」において「范仲淹が呂夷簡によつて左遷された後、再度擧用された際に今度は呂夷簡と協力して賊を平定した」という記述に對して、范仲淹の息子・范純仁（堯夫）が納得せずに歐陽脩の神道碑の文字を勝手に改めた等の後日談に關連することを、『涑水記聞』、『龍川別志』、『邵氏聞見錄』、『後山談叢』の記事を引用する形で述べている。

この「范文正公神道碑」無己謂歸重而自訟、過矣」の部分は、周必大らの全集編纂と関連させると些か疑問が生じる。まず、「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」と記載した後に続くこの部分、誰が記述したのかは一切不明である。更に、全集編纂時に付加されたとすれば「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」の本文はすでに直前に収録済みであるので、再び「范文正公神道碑」として本文と同じ記述を記載した上で、その後日談の記事を書き加える必要があるだろうか。言い換えれば、「范文正公神道碑」として本文を引用し、それに關する後日談を記載する形式は、これだけで一つの完結した内容及び形式になつており、全集編纂時における本文の文字の校正等とは關係のない記述と言えるので、周必大らが全集編纂の際にわざわざ書き加えたとは考えにくい。この部分は周必大の原刻本が刊行された後に、付加された記述ではないかと思われるのである。つまり、周必大らの原刻本の記載は、「居士集卷第二十 熙寧五年秋七月男發等編定 紹熙二年三月郡人孫謙益校正」までであり、國圖本や天理本に見られるその後に続く箇所は、後で刊行された際に付加されたと考えられる。

さて、ここで『書簡』十卷部分に視點を移すと、各卷末に「書簡卷第○」という記載がある。前述した『居士集』卷二十と同じく、ここまでが原刻本の記述だと思われるが、『書簡』部分は、「書簡卷第○」という記述の後に本文の作品についての校勘がつくという形式をとつており、嚴密に言えばその校勘までが原刻本の記述となる。とすれば『書簡卷第○』という記述と本文作品の校勘の後に続く箇所が、後から編纂された際に付け加えられた部分だと言える。『書簡』十卷部分に収録されている作品数について、周必大原刻本、國圖本、天理本についてまとめたのが、次の表2である（『書簡』部分について宮内廳本は

十卷中四卷が缺卷であること、また宮内廳本は國圖本と同一の版本なので、以下國圖本のみを調査対象とした）

(表2) 「書簡」卷一〜十(歐陽文忠公集) 卷百四十四〜卷百五十三

収録書簡數

書簡卷一	周必大原刻本	國圖本	天理本
書簡卷二	51	51+0	51+0+0
書簡卷三	56	56+5	56+5+39
書簡卷四	48	48+0	48+0+2
書簡卷五	41	41+1	41+1+0
書簡卷六	61	61+1	61+1+14
書簡卷七	46	46+0	46+0+1
書簡卷八	45	45+2	45+2+2
書簡卷九	34	34+6	34+6+12
書簡卷十	49	49+4	49+4+22
書簡卷十	22	22+0	22+0+4

この表において、國圖本、天理本に+ (プラス) で付け加えた數字が、原刻本が編纂された後に付加された書簡數である。國圖本、天理本は、前述した如く周必大原刻本が編纂された後に刊行された南宋本であり、この表ではたとえ『書簡』卷二において、原刻本に五十六篇が収録されており、國圖本ではその刊行時に五篇が付け加えられ、天理本では五篇が付け加えられた國圖本に、更に三十九篇が追加されて刊行されたことを示している。この表から、『書簡』卷一〜十部分において、國圖本は原刻本に十九篇が付け加えられており、天理本は

その國圖本に九十六篇が付け加えられているのがわかる^①。

既に見てきたように、周必大らが『歐陽文忠公集』を刊行した際、『書簡』十卷部分はまだ不十分な段階にあり、収録漏れ作品も多々あったので、後に刊行する際にはこのように収録漏れした作品が付加されたと言えよう。

四 明代内府本『歐陽文忠公集』の編纂

今日に傳わる歐陽脩の書簡について考えるために、南宋本『歐陽文忠公集』が以後どのように流傳したのかということについて考察しておきたい。南宋以後については、元代に四部叢刊所收の『歐陽文忠公集』が刊行されたとこれまで思われてきた。四部叢刊本は、その封面に「上海涵芬樓景印元刊本」と記載があるので、元刊本だと認識されてきたからである。ところが、近年森山秀二氏により、元代には『歐陽文忠公集』は編纂されておらず、四部叢刊本は明代の内府本に基づくことが證明された。そして、歐陽脩の書簡の流傳を考えるためには、實はこの明代内府本『歐陽文忠公集』の編纂が重要な鍵となる。

明の楊士奇は「恭題賜本歐陽文忠公集後」において、内府本の編纂について次のように記載する。

歐陽文忠公集在宋有數本。惟周益公家所編刻者最精備。此本近年新刻於春坊。時東宮殿下監國之暇、究心經史而凡歷代名臣奏疏悉取覽閱、尤愛文忠議論切直、文章淳雅、遂命刻之板成。

歐陽文忠公集は宋に在りて數本有り。惟だ周益公の家に編刻する所の者のみ最も精備たり。此の本近年新たに春坊に刻さる。時に

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

東宮殿下監國の暇に、心を經史に究めて凡そ歷代名臣の奏疏悉く取りて覽閱し、尤も文忠の議論切直にして、文章淳雅なるを愛し、遂に之れを板に刻するを命じて成れり。

明の第四代仁宗皇帝がまだ東宮であつた時のこと、彼は歐陽脩の議論の切直さや文章の淳雅さを愛していたので、全集を刻板させたのであつた。更に、明・李紹の「重刊蘇文忠公全集序」においては、

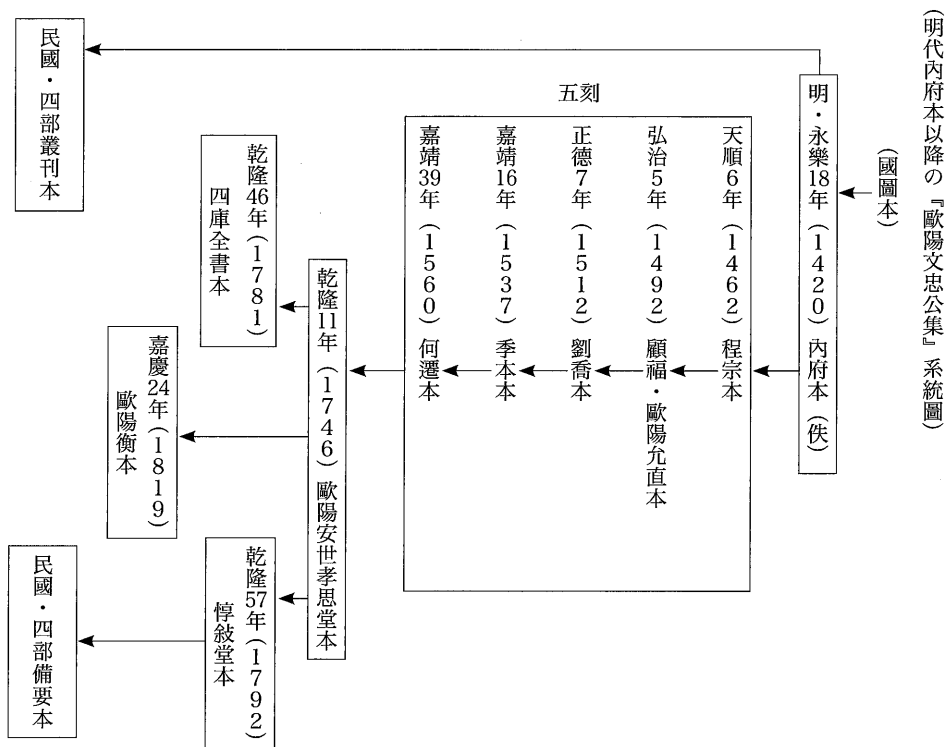
歐陽文惟歐所自選居士集、大蘇文惟呂東萊所編文選、與前數家竝行。然僅十中之一二、求其全集、則宋時刻本雖存、而藏於內閣。仁廟亦嘗命工翻刻、而歐集止以賜二三大臣、……

歐陽の文は惟だ歐自ら選する居士集のみ、大蘇の文は惟だ呂東萊編する所の文選のみ、前の數家と並び行はる。然れども僅かに十中の一にして、其の全集を求むるに、則ち宋時の刻本存すと雖も、內閣に藏せらるる。仁廟も亦た嘗て工に命じて翻刻せしむるも、歐集は止だ以て二三の大臣に賜るのみ、……

と記述し、仁宗が編纂させた内府本『歐陽文忠公集』は、明の內閣に所藏されていた「宋時刻本」を用いていたことがわかる。明代内府本は今日に傳わっていないが、それを繼承する弘治五年（一四九二）重修本（靜嘉堂文庫所藏本）を調べると、南宋本は「半葉十行、十六字」であるのに對して、弘治重修本は「半葉十行、二十字」となっており、明代内府本作成の際に、南宋本を整理し直して編纂しているのが明らかとなる。明代内府本を繼承する弘治重修本は、後から付け加えられ

た書簡が本編の書簡部分に、後から付け加えられた校勘が本編の校勘部分にそれぞれまとめて収録される形となっている。すなわち、南宋本の「書簡本文、〈書簡巻第〇〉」という記載、校勘（ここまでが原刻本）、後から付加された書簡、校勘」という形式が、「書簡本文、〈書簡巻第〇〉」という記載、校勘」という形式に編纂し直されている。ここで、明代内府本編纂時に本編に取り込まれた、後から付け加えられていた書簡に着目すると、内府本は國圖本に基づいていることがわかるのである。つまり、内府本『歐陽文忠公集』は、前章で見た表2の國圖本に後から付け加えられていた十九篇の書簡が本編に挿入されて、その後校勘が竝ぶという形式に整理し直されて編纂されており、前掲した李紹の「重刊蘇文忠公全集序」に言う、明代の内府に所藏されていた「宋時刻本」とは、まさしく國圖本だったことが明らかとなる。それを踏まえて明代内府本以降の『歐陽文忠公集』の系統圖を作成すると下圖のようになる。

森山氏は前掲の論文の中で、四部叢刊本は明代内府本に基づいていることを明らかにし、更に「吉安で程宗刻本以降繰り返された五刻は、基本的には、いずれもそれを忠實に繼承し、訂修、重修するものであった」と記述する。また、王嵐『宋人文集編刻流傳叢考』では、四部備要本は乾隆五十七年の惇敘堂本に基づいており、それらの先行の指摘を踏まえて、この明代内府本以降の系統圖を作成した。ここから、今日容易に見ることができる四庫全書、四部叢刊、四部備要等にそれぞれ収録されている『歐陽文忠公集』は、いずれも明代内府本を藍本としているのがわかる。



五、九十六篇の書簡が忘却されてしまった理由

前章での考察によつて、明代内府本『歐陽文忠公集』は南宋本である國圖本に基づき編纂されたと言える。従つて、國圖本編纂時に付け加えられた書簡十九篇(第三章の表2参照)は、明代内府本に引き繼がれ、整理し直されて本編に挿入され今日に傳つた。一方、天理本編纂時に付け加えられた書簡九十六篇(第三章の表2におけるゴシック部分)については、天理本が明朝の内府に傳わらなかつたことにより、明代内府本に引き繼がれることはなく、しかも前掲した明代内府本以降の系統圖からもわかるように内府本完成後の『歐陽文忠公集』は全てこの内府本に基づいて編纂されたため、九十六篇の存在は以後の全集から完全に消えてしまつた。

しかし、天理本は幸いなことに日本に傳つた。南宋末、當時の鎌倉幕府が金澤文庫の設立に際して、南宋で大量に書籍を購入した。それは、南宋滅亡の二十年前の一・二五九年頃のことであり、時に南宋理宗の開慶元年頃に當たる。その中に、『歐陽文忠公集』百五十八卷(附録五卷を含む)¹⁵⁾があつた。これが後の天理本である。中國において、後に天理本となる南宋本『歐陽文忠公集』は、おそらく南宋末の戦亂等により、完本が消滅してしまい、明代の内府に傳わらなかつたと思われる。¹⁶⁾

一方、日本に將來され金澤文庫に收藏された『歐陽文忠公集』は、京都堀川の伊藤家を経て、現在は天理大學附屬天理圖書館に所藏され、一九五二年に國寶に指定されている。つまり、鎌倉幕府が『歐陽文忠公集』を購入できたことからわかるように、南宋の理宗朝の頃には後に天理本となる『歐陽文忠公集』は流通していたと思われ、従つて

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

當時は今回發見した九十六篇についても、中國において見ることができたことがわかる。しかし、その後、明代において當時の内府に所藏されていた「宋時刻本」である國圖本に基づいて、後の仁宗となる朱高熾が皇太子の時に『歐陽文忠公集』を編纂し、それが決定版となる一方、天理本は内府に傳わらなかつた。以後はこの明代内府本に基づき編纂が行われて、明・清から現代に至るまで種々の『歐陽文忠公集』が刊行されることとなつた。鎌倉幕府が『歐陽文忠公集』を購入できた南宋の開慶元年(一二五九)頃には確實に見ることができた歐陽脩の書簡九十六篇は、このようにして以後今日に至るまで約七百年の間、中國においてはその姿を完全に消してしまつたと言える。

一方、日本に傳つた天理本は、書簡部分の各巻における最後の作品の後に、數行空けて「書簡卷第〇」と記載され、一旦その巻がそこで幕を閉じたかに見える記載の後に、十卷中六卷では國圖本に掲載される書簡が付け加えられ、更に十卷中八巻においては何の區分もなく(國圖本、天理本には、續添、あるいは又續添という記述がある場合もある)引き續き書簡や校勘がだらだらと付け加えられるという構成をとり、國圖本や天理本の編纂過程の理解や、國圖本や天理本を同時に比較して参照しないと、これらの書簡は一體何なのか、どれが今日の全集に未収録の書簡なのか等の區別がつけにくい。そうした構成の複雑さに加えて、國寶に指定され容易に見ることが出来ないことも相俟つて、今日まで日本においても中國においても全くその存在が知られていなかったのが、今回發見した書簡九十六篇なのである。

六、書簡九十六篇の考察

今回發見した書簡九十六篇については、校點を施し「新見九十六篇

歐陽脩散佚書簡輯存稿」として公表した⁽⁷⁾。また、それらの書簡が元々どこに收藏されていたのかについて、まとめたのが次の收藏元一覽である。

收藏元一覽（書簡は便宜上、収録順に1～96の番號を附した）

- 呂伯壽1～31
 - 汪達外家32～35
 - 汪達家37, 56, 64～70, 75, 81, 82, 84
 - 呂■家39
 - 三衢范侍讀家40
 - 舊藏興化李氏、今歸前知仙遊呂祖平家50～55
 - 玉山汪季路（汪達）家59～63（周必大「跋歐陽文忠公與張洞書」の記載より）
 - 文恭公家、近歸石林葉氏76～78
 - 豫章卷雨樓續帖79, 80
 - 會稽石氏83
 - 眞蹟93～96（天理本編纂時に、眞蹟と確認できたと思われる）
 - （石刻）
 - 石刻36, 43～49, 73
 - 履常齋石刻42, 88, 89
 - 榮今堂石刻71, 72
 - 江西運司石刻91, 92
 - （不明）
 - 38, 41, 57, 58, 74, 85, 86, 87, 90
- これらの收藏元は書簡に附された注に基づき記入した（ただし59～

63は次にあげる周必大の記載に基づく）。ただ、注には記載がないけれども、收藏元が明らかになる資料として、周必大「跋歐陽文忠公與張洞書」（『平園續稿』卷九）をあげることができる。

右歐陽文忠公與張洞手書五帖。洞字仲通、開封人、晁無咎雞肋集有傳。任潁州推官。文忠實爲守、甚重之。皇祐三年從晏元獻公辟於長安。文忠時守南京、答第一第二書。其送行長篇、今載居士集第五卷。明年文忠丁母憂歸潁、答第三書。至和元年洞以大理寺丞再從晏公於西京、而文忠初服闋還京師、答第四書。嘉祐六年文忠在樞府、而洞以祕閣校理出守棣州、答第五書、次序皆可考。其後又爲三司度支判官、歷江西淮南轉運使、官至工部郎中、治平四年卒。此帖藏玉山汪季路家。慶元六年閏二月己亥。

右、歐陽文忠公の張洞に與ふる手書五帖。洞、字は仲通、開封の人なり、晁無咎の雞肋集に傳有り。潁州推官に任ぜらる。文忠實に守と爲り、甚だ之れを重んず。皇祐三年晏元獻公の長安に辟かるるに従ふ。文忠時に南京に守たり、第一第二書に答ふ。其の送行の長篇は、今居士集第五卷に載す。明年文忠は母の憂に丁たり潁に歸り、第三書に答ふ。至和元年洞は大理寺丞を以て再び晏公に西京に従ひ、而して文忠初めて服闋み京師に還り、第四書に答ふ。嘉祐六年文忠は樞府に在り、而して洞は祕閣校理を以て出でて棣州に守たり、第五書に答ふ、次序は皆考ふるべし。其の後又た三司度支判官と爲り、江西淮南轉運使を歴し、官は工部郎中に至り、治平四年に卒す。此の帖は玉山汪季路家に藏す。慶元六年閏二月己亥。

歐陽脩が張洞に宛てた書簡五通は、周必大が慶元六年（一一〇〇）に見つけ出したことがわかる。周必大の『歐陽文忠公集』の編纂は、前述したように慶元二年（一一九六）に終了しており、これらの書簡は全集の刊行終了後に見つけられたことになる。つまり、これらの書簡は周必大が原刻本を編纂した際には収録漏れしていた作品であり、従って後に全集が刊行された際に付け加えられたのである。この周必大の記述に基づく書簡として、書簡番號59、63の五通の「答張仲通」⁶¹があげられる。この五通に附されている注をあげると、「59 答張仲通 名洞時從晏元獻公辟於長安 皇祐三年」、「60 又 皇祐三年」、「61 又 皇祐四年」、「62 又 時以大理寺丞再從晏公辟在西京 至和元年」、「63 又 時任祕閣校理出知棣州 嘉祐六年」であり、これらは周必大「跋歐陽文忠公與張洞書」の傍線部の記述とほぼ一致しており、周必大の記載に基づいて注が附されている。このことは、これら五通の書簡が後から付け加えられた際に、周必大「跋歐陽文忠公與張洞書」が参照されたことを明らかに物語っている。

ところで、周必大は歐陽脩が張洞へ宛てた書簡五通について「此帖藏玉山汪季路家」として、汪季路の家で見つけたと記述するが、このことに關連して、次にあげる陶宗儀『南村輟耕錄』卷十五、淳化閣帖の記述に注目したい。

汪逵、字季路、衢州人。官至端明學士、建集古堂、藏奇書祕蹟金石遺文二千卷。

汪逵、字は季路、衢州の人なり。官は端明學士に至り、集古堂を建て、奇書祕蹟金石遺文二千卷を藏す。

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

周必大が記載していた汪季路という人物は、汪逵のことであり、彼は「奇書祕蹟金石遺文二千卷」を所藏していた。これらの中から周必大は歐陽脩の張洞へ宛てた書簡を見つけたのだと思われる。金石遺文を收藏することは、歐陽脩の『集古錄』を嚆矢とし、呂大臨の『考古圖』や北宋末から南宋初期にかけての趙明誠『金石錄』等に受け継がれて當時流行しつつあり、こうした風潮の中で汪逵も先行の種々の詩文や書簡等を積極的に收集していたと考えられる。前掲の收藏元一覽に着目すると、今回發見した書簡九十六篇のうち、この張洞の書簡も含めて、汪逵關連の所から二十二篇も出てきているのは非常に興味深い。

さて、これらの書簡九十六篇のうちについて、興味深い記述の幾つかを紹介したい。嘉祐三年（一〇五八）に作成された「10 又（與呂正獻公）」の中で、「王紘舉子所存甚遠、豈易得耶。然不及蘇洵。洵之文權變多端。然辭采燦然明白」という記述がある。呂正獻公とは呂公著のこと、『宋史』卷三百三十六、呂公著傳では「（呂公著）通判潁州、郡守歐陽脩與爲講學之友。後脩使契丹、契丹主問中國學行之士、首先公著對」と記載され、呂公著は歐陽脩と一緒に學問をした中で、歐陽脩が高く評價していた人物だと言える。その書簡の中で、王紘のことを論じた際に、彼は蘇洵に及ばないという文脈であるが、蘇洵の文章について「權變多端」や「辭采燦然明白」と記載するのは、歐陽脩の蘇洵評價を考える上で注目されよう。また、ここで言及した王紘に關連して、「11 又（與呂正獻公）」の中で、「王紘者、去年南省所得進士、履行純固、爲鄉里所稱。初見其答策、語辭有深識、遂置之上等」として、王紘の答策が良かったので、試験では上位に入れたと記述する。この書簡が書かれたのは注によれば嘉祐三年のことで、ちょうどこの

前年に歐陽脩は權知貢舉となつて科擧を主宰していた。この科擧で、歐陽脩は當時無名であつた蘇軾や蘇轍、曾鞏等を及第させ、後に一部の人から非難されたが、この書簡では歐陽脩自身が自分の意向で王紘を上位に入れたと言つており、まさに權知貢舉が試験で力を持つていたことが如實に窺える裏話であり、實に興味深い。

治平年間に書かれた蘇洵宛の書簡の全文は次の通りである。

57 與蘇編禮 治平■年

脩啓。昨日論范公神道碑、今錄呈。後爲其家子弟擅於石本減却數處、至今恨之。當以此本爲正也。脩再拜明允賢良。

57 蘇編禮に與ふ 治平■年

脩啓す。昨日范公神道碑を論じ、今錄呈す。後に其の家の子弟の爲に石本を擅にし數處を減却せらるは、今に至るまで之れを恨む。當に此の本を以て正と爲すべきなり。脩 明允賢良に再拜す。

これは、歐陽脩が作成した范仲淹の神道碑銘である「資政殿學士戶部侍郎文正范公神道碑銘」の内容を范仲淹の子弟が勝手に書き換えたことに對して、歐陽脩が蘇洵に正本を送つた際の書簡であることがわかる。歐陽脩が作成した神道碑銘を范仲淹の息子・范純仁が勝手に書き換えたことは、蘇轍『龍川別志』、邵博『邵氏聞見後錄』等に記事があることからわかるように、當時話題になつていた事件で、この書簡において歐陽脩は范仲淹の子弟の文章書き換えが不満で、蘇洵に正本を送つたという事實がわかり、歐陽脩が蘇洵に真相を伝えようとしていたことが窺える。

また、「88 見履常齋石刻、未知與何人」において「脩頓首。使至、承教惠以洛陽花笋、笋不食十餘年、花不見二十餘年矣。其爲感宜如何」という記載がある。洛陽の筍は十年以上食べていない、洛陽の花は二十年以上見ていなかったという記述から、一見すると日常生活の一幕が窺えるが、實は届けられたのが洛陽からの品物であつたということに歐陽脩は非常に感動したのである。歐陽脩は官僚となつてすぐの二十五歳から二十八歳まで、西京留守推官として洛陽に赴任した。そこで花品序、花釋名、風俗記の三部分から構成される「洛陽牡丹記」を作成し、三十歳で夷陵に左遷された時には「曾是洛陽花下客、野芳雖晚不須嗟」（戲答元珍）として、夷陵では花々の咲くのが遅く、どうしても花が咲き誇つた洛陽が思い出されると言うなど、歐陽脩にとつて洛陽時代は忘れられない時期となつたようである。この書簡からも歐陽脩が洛陽に對して思い入れが強かつたことが垣間見えるのである。他にも興味深い書簡があるが、紙幅の関係で詳細な考察は別稿に譲りたい。

七 おわりに

現代に活躍しこの世を去つた作家の作品が新たにでてくるというニュースは時々耳にするが、歐陽脩は千年以上前に生まれ、中國文學史上においてもすでにその評價が定まつている人物で、もはやこれまで知られていない新たな作品が出てくる餘地は全くないと思われている。

今回新たに発見した書簡九十六篇は、中國においても日本においても、あるいは臺灣や香港等においても全く知られていない歐陽脩の作である。これら九十六篇の書簡は、鎌倉幕府が書籍を購入した南宋後

期の理宗・開慶元年（一二五九）頃には確實に見ることができたが、南宋末の混乱や以後の歐陽脩の全集の編纂状況によって、現在に至る約七百五十年の間、完全にその姿を消してしまつた作品だと言える。

さて、今回七百五十年の時を経て姿を見せた歐陽脩の書簡からは、書簡相手との繋がりや當時の状況等の生活の一コマが見えてくる。既述したように蘇洵の文章に對する歐陽脩の評價や、當時の科擧の生々しい裏話等も窺え、歐陽脩を考察する上では非常に貴重な資料になるとも言える。また、これまでの歐陽脩の全集には、今回發見の九十六篇は全く収録されていないので大幅な補足をすることが出来る。もちろん、今後歐陽脩の全集を刊行する際には、これらの作品群は必ず収録せねばならないのは言うまでもない。更に、全宋文等の宋代に關連する數多くの資料においても、今回の九十六篇の書簡を採録すること、大幅な補足ができると考ふる。

このように、今後の歐陽脩研究や全集の出版、宋代のさまざまな資料の補訂等、多方面の學術研究に十分に貢獻できるのが、今回の歐陽脩の書簡九十六篇の發見なのである。

注

- (1) 李逸安『歐陽修全集』（中華書局、二〇〇一年）前言二五頁の記述。
- (2) 『歐陽文忠公集』の卷末に全集の編定校正者、覆校者の一覽がある。それによると、「編定校正」として、孫謙益、丁朝佐、曾三異、胡柯の四名が、「覆校」として葛濂、王伯錫、朱岑、胡炳、曾煥、胡渙、劉贊、羅泌の八名が記載されている。
- (3) 吳充の「行狀」に見られる『歸榮集』一卷については、『歐陽文忠公集』百五十三卷には収録されていないが、このことについて胡柯が「廬陵歐

歐陽脩の書簡九十六篇の發見について

陽文忠公年譜」の最後に書き付けた文章の中で「考公行狀、惟闕歸榮集一卷。往往散在外集、更俟博求」と記述し、『歸榮集』は『居士外集』二十五卷が構成される過程で、その中に取り込まれた可能性を指摘する。

- (4) 『別集』を『外集』と見なした理由は次の通りである。『歐陽文忠公集』百五十三卷の内譯は、既に見てきたように収録順に『居士集』五十卷、『居士外集』二十五卷、『易童子問』三卷……『書簡』十卷である。これに關連して、『宋史』卷二百八、藝文志に「歐陽脩集五十卷、又別集二十卷」とあり、この『歐陽脩集』五十卷とは、『居士集』五十卷と考えられ、その當時『居士集』という名稱についても一定していなかったことが窺われる。従つて『外集』（居士外集）について、『別集』と稱されていても不思議ではない。しかも、藝文志の「歐陽脩集五十卷、又別集二十卷」という記述は、『歐陽文忠公集』を構成する最初の二集である『居士集』五十卷、『居士外集』二十五卷に相當する表記だと思われる。更に、現在歐陽脩に『別集』二十卷は傳わっていないことを考え合わせると、李之儀の言う『別集』は今日の『外集』（居士外集）と見なすことができると考えられる。

- (5) 晁公武『郡齋讀書志』、陳振孫『直齋書錄解題』の刊行時期については、郝潤華、武秀成『晁公武陳振孫評傳』（南京大學出版社、二〇〇六年）參照。
- (6) 『書簡』卷十にある周必大らの校勘に「吉綿本書簡有論文史問古事之類。已移入外集第十六、十七、十八、十九卷中」という記述がある。また、『書簡』卷五の校勘に「綿吉本」という記述がある。「吉綿本」と「綿吉本」が同一かどうか定かではないが、周必大らはこれらの資料を校勘に用いて、『書簡』十卷を編纂したことが窺える。
- (7) 『北京圖書館古籍善本書目』（書目文獻出版社、一九八七年）。
- (8) 宮内廳書陵部編『圖書寮典籍解題 漢籍篇』（大藏省印刷局、一九六〇年）。

- (9) 文化廳監修『國寶』(毎日出版社、一九八四年)。
- (10) 拙稿「周必大原刻本『歐陽文忠公集』百五十三卷について」(『中國文學論集』四十號、二〇一一年)参照。以下、本稿において鄧邦述跋本が周必大の原刻本であることの記述は拙稿に基づいた。なお、鄧邦述跋本は、注(7)『北京圖書館古籍善本書目』に「歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 鄧邦述跋 四冊 存四卷 二十至二十三」と記述されている。
- (11) 國圖本、天理本において、後から書簡が付け加えられる際、どの巻に付加されるかは、本編に収録された書簡と関連する書簡(送り先が同じ人物)をその巻の最後に付け加えたと思われる。たとえば、國圖本において巻二に後から付け加えられた書簡は、蘇頌、杜衍に宛てた書簡であり、それらは巻二の本編に収録されており、天理本の巻二に後から付け加えられた書簡は、呂公著、孫沔、王安石、韓維、韓絳に宛てた書簡であり、それらはいずれも巻二の本編に収録されている。
- (12) 森山秀二「元刊本『歐陽文忠公集』を巡って」(『經濟學季報』五十一卷一號、二〇〇一年)参照。以下の明代の『歐陽文忠公集』の刊行状況については、森山氏の論文を参照した。
- (13) 注(12) 森山氏の論文参照。
- (14) 系統圖の作成に當っては、森山氏の論文とともに王嵐氏の『宋人文集編刻流傳叢考』(江蘇古籍出版社、二〇〇三年)を参照した。ただ、王嵐氏は國圖本を周必大原刻本と見なした上で、同書九十八頁において各本の關係圖を掲載するが、既に見てきたように、國圖本を原刻本とみなすことはできず、更に關係圖においては周必大原刻本が元刻本に繋がっている。このことは元代に『歐陽文忠公集』が刊行されていないので訂正せねばならず、四部叢刊本が元刻本に基づいているということも訂正すべきである。
- (15) 鎌倉幕府が中國から書籍(『歐陽文忠公集』を含む)を購入したことについては、陳翀「南宋時期刻本東傳日本考—兼論金澤文庫之創建経緯」(『西華大學學報(哲學社會科學版)』第二十九卷第三期、二〇一〇年)参照。ただ、現在中國において完本は傳わっていないが、『北京圖書館古籍善本書目』(書目文獻出版社、一九八七年)に記載される中國國家圖書館所藏の十本の南宋本を調査したところ、そのうちの一本である「歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本二冊 存九卷 九十七至一百一 一百五至一百五十三」が天理本と同一版本だと思われる。ただし、該書は九巻しか現存していないこともありこれまで全く注目されず、『書簡』部分に至っては僅か四巻しか現存していないので、今回見つけ出した書簡九十六篇のうち該書では三十六篇しか存在が確認できない。しかし、このことは天理本において、今回発見された九十六篇が日本で作成された偽作の可能性がなく、南宋當時確實に中國で見ることができたことを端的に物語っている。その後の流傳の過程で、日本では九十六篇がしっかりと保管されたが、たまたま中國では九十六篇は保存されずに一部しか傳わらなかったと考えられるのである。
- (17) 『中華文史論叢』二〇一二年第一期(上海古籍出版社、二〇一二年三月發行)所收。
- (18) 注(17) 『中華文史論叢』所收の拙稿「新見九十六篇歐陽脩散佚書簡輯存稿」参照。
- (19) 汪達の父・王應振も收藏家として知られており、特に蘇軾の眞蹟を収集していたことについては、淺見洋二「校勘から生成論へ—宋代の詩文集注釋、特に蘇黃詩注における眞蹟・石刻の活用をめぐる—」(『東洋史研究』第六十八卷第一號、二〇〇九年)参照。
- (20) 『邵氏聞見後錄』卷二十一に「後歐陽公作文正神道碑云、……………文正之子堯夫以爲不然。從歐陽公辯不可、則自削去驩然、共力等語。歐陽

公殊不樂、爲蘇明允云、范公碑、爲其家子弟擅於石本改動文字、令人恨之」とある。ここで特に注目すべきは蘇明允（蘇洵）に言ったという「爲其家子弟擅於石本改動文字、令人恨之」という記述である。この部分、「57 與蘇編禮」の「爲其家子弟擅於石本減却數處、至今恨之」の記述とほぼ一致しており、今回の書簡の發見によつて、『邵氏聞見後錄』の記事をまさに裏付ける證據資料を發掘できたと言える。なお、この范純仁の文章書き換えについて、第三章で見た『居士集』卷二十の後に付け加えられた記述では『邵氏聞見錄』からの引用とされていたが、ここで論じたようにそれは『邵氏聞見後錄』の誤りである。

(21) 拙稿「歐陽脩の洛陽時代」（『人文學科論集』第四十八號、一九九八年）参照。

(22) ここで取り上げた四篇の書簡については、拙稿「新發見の歐陽脩書簡について」（『九州中國學會報』第五十卷、二〇一二年）において、より詳細に考察したので参照されたい。

(付記) 本稿は、第六十三回日本中國學會大会（二〇一一年十月八日、於九州大學）での研究發表に基づいている。なお、本研究はJSPS 科研費22520368の助成を受けたものである。